

高岡市の融資制度一覧表（令和8年10月1日現在）

創業の支援

資金名	融資要件	資金使途	融資限度額	貸付期間 (うち据置期間)	①融資利率(年) ②保証料率(年)	責任共有 対象	旧債務 借 換	同時借入 可能数(回)	償還方法	①保証人 ②担 保	申込先
一般創業者支援 資金	1 高岡市内で開業予定又は開業して3年未満であること。 2 高岡商工会議所若しくは高岡市商工会又は中小企業診断士に経営指導を受けること。 3 事業に必要な許認可等を取得していること。 4 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） 5 納期が到来している市税を完納していること。 6 事業計画が妥当であり、これを実施する能力を有すると認められること。	運転 設備	2,000万円 女性・若手起業者 支援資金の融資残 高との合計で	運転資金 6年以内 (1年以内) 設備資金 7年以内 (1年以内)	①1.8% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注 1))	原則無 ※NPO法人の場合等 は有	不可	3	原則として 元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	産業企画課
女性・若手起業者 支援資金	1 一般創業者支援資金の要件をすべて備えていること。 2 女性又は40歳以下の者であること。 (法人にあっては、代表者がこの要件を備えていること。)	運転 設備	700万円 一般創業者支援資 金の融資残高との 合計で		①1.6% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注 1))			1			

設備投資・事業拡大の支援

資金名	融資要件	資金使途	融資限度額	貸付期間 (うち据置期間)	①融資利率(年) ②保証料率(年)	責任共有 対象	旧債務 借 換	同時借入 可能数(回)	償還方法	①保証人 ②担 保	申込先
設備投資支援資金	1 経営安定資金(P3)の融資要件1～4を備えていること。 2 市内で次のいずれかに該当する事業を行うもので、その事業費が100万円以上であること。 (1)店舗、工場、事務所等の新築、増改築、改装、修繕、購入、賃借（保証金、敷金に限る）等 (2)営業設備及び機械設備等の設置、改良、更新 (3)従業員の福利厚生のための施設の設置 <対象外の事業例>礼金、物件の賃借料、建物の解体費用、ソフトウェアの更新 ※事前にお話をお聞かせください。ご利用可能か確認させていただきます。 ※事後に「事業完了届」を提出してください。	設備	5,000万円 土地・建物の取得 の場合は 1億円 商工業活性化資金 (H30.3月末取扱終了)、企業立地促進資金(H30.3月末取扱終了)の融資残高との合計で	10年以内 (1年以内)	①2.1% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注 2))	有	不可	3	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	
事業拡大 支援資金	ものづくり支援資金 1 経営安定資金(P3)の融資要件1～4を備えていること。 2 過去2年以内に次のいずれかの補助金交付を受けたこと。 ①高岡市ものづくりステップアップ事業支援補助金 ②高岡市新時代販路開拓事業支援補助金 ③高岡市産業スマート化事業支援補助金 ④中小企業庁の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」 ※設備資金の場合、事後に「事業完了届」を提出してください。	運転 設備	5,000万円 うち、運転資金は 申込1回あたり 1,000万円	運転資金 6年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)	①1.8% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注 2))	有	不可	3	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	
	新事業展開・第二創業支援資金 1 市内で新事業（日本標準産業分類小分類が異なる事業）を開始する予定があること、又は開始して1年以内であること。 2 次の要件をすべて備えていること。 (1)アカイのいずれかに該当すること。 ア 従来の会社等で新事業を実施する場合 市内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいること。 イ 新たに会社等を設立し、新事業を実施する場合 新たな会社等の代表者が、アの要件を満たす別の会社等の代表者と同一であること。 (2)中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（性風俗関連特殊営業等を含む業種は除く。） (3)納期が到来している市税を完納していること。 (4)事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行われると見込まれること。 ※設備資金の場合、事後に「事業完了届」を提出してください。	運転 設備	5,000万円 うち、運転資金は 申込1回あたり 1,000万円	運転資金 6年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)	①1.8% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注 2))	有	不可	3	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	産業企画課
	市内進出支援資金 1 次の要件をすべて備えていること。 (1)引き続き1年以上事業を営んでいること。 (2)中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（性風俗関連特殊営業等を含む業種は除く。） (3)納期が到来している市税を完納していること。 (4)事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行われると見込まれること。 2 次のいずれかの要件を満たすこと。 (1)市内に初めて事業所等を設置予定又は設置して1年以内であること。 (2)市外から市内に本社機能施設の移転を行う予定があること又は移転後1年以内であること。 3 当該資金の対象となる事業に関して、市内に建物若しくは土地を取得している又は取得する予定があること。 ※設備資金の場合、事後に「事業完了届」を提出してください。	運転 設備	5,000万円 うち、運転資金は 2,000万円	運転資金 6年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)	①1.8% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注 2))	有	不可	1	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	

(注1) 個人事業者で住所が高岡市外の方の保証料、事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき引き上げた部分の保証料を除く。
(注2) 事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、引き上げた部分の保証料を除く。

事業承継の支援												
資 金 名	融 資 要 件		資金使途	融資限度額	貸付期間 (うち据置期間)	①融資利率(年) ②保証料率(年)	責任共有 対象	旧債務 借 換	同時借入 可能数(回)	償還方法	①保証人 ②担 保	申込先
事業承継支援資金	中小企業者から事業承継予定又は事業承継してから3年未満であって、次のいずれかの要件に該当していること。		運転 設備	5,000万円 うち、運転資金は 申込1回当たり 3,000万円	運転資金 5年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)	①1.3% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注1))	有	不可	1	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	産業企画課
	1	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に規定する認定を受けていること。										
	2	過去2年以内に、中小企業庁の事業承継補助金の交付決定を受けていること。										
	3	過去2年以内に、高岡市創業・事業承継支援補助金の交付決定を受けているもので、事業承継をするもの。										
4	過去2年以内に、富山県事業承継・引継ぎ支援センターの実施する事業承継相談を受け事業承継計画を策定し事業承継するもの。											

経営の安定・小規模企業の支援													
資 金 名		融 資 要 件		資金使途	融資限度額	貸付期間 (うち据置期間)	①融資利率(年) ②保証料率(年)	責任共有 対象	旧債務 借 換	同時借入 可能数(回)	償還方法	①保証人 ②担 保	申込先
小口事業 資金	一 般 小口枠	従業員20名（商業・サービス業は5名。ただし、宿泊業・娯楽業は20名(注2)）以下の事業者で(1)～(4)の要件をすべて備えていること。 (1) 市内に住所又は主たる事業所を有し、1年以上同一事業を継続して営んでいること。 (2) 中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者。（性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） (3) 納期が到来している市税を完納していること。 (4) 事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行われると見込まれること。 ※ 零細小口枠はNPO法人は利用できません。（医業を主たる事業とするNPO法人は利用可能。）		運転 設備	2,000万円 零細小口枠、中小企業振興資金(H30.3月末取扱終了)との合計で	運転資金 5年以内 (6か月以内) ただし、「別に定める条件(注5)」を満たす場合は7年以内	①2.35 % 以内 ②0.6% 特別小口保険の場合は0.5%（いずれも市が全額補給(注1)）	有 ※特別小口保険の場合は無	P7注意事項参照	3	元金均等月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の場合、必要に応じて徴する)	産業企画課
	零 細 小口枠				2,000万円 保証付融資残高との合計で	設備資金 7年以内 (6か月以内)	①2.30% 以内 ②0.7% (市が全額補給(注1)）	無					
経営安定資金		次の1～5の要件をすべて備えていること。 1 市内に住所又は主たる事業所を有し、1年以上同一事業を継続して営んでいること。 2 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） 3 納期が到来している市税を完納していること。 4 事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行われると見込まれること。 5 次のいずれかの要件に該当していること。 (1) 最近3か月の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して3%以上減少していること。 (2) 最近3か月又は直近決算の売上総利益率又は営業利益率が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して3%以上減少していること。 (3) 最近1か月の売上原価が前年同期に比べて上昇していること。 (4) 倒産企業に対し、30万円以上の債権を有すること。 ※営業経歴が1年未満の中小企業者も利用可。		運転	4,000万円（注3） 小口事業資金、景気対応緊急資金(H30.3月末取扱終了)、中小企業振興資金「緊急資金」(H22.2月末取扱終了)との融資残高の合計で	5年以内 (6か月以内) ただし、「別に定める条件(注5)」を満たす場合は7年以内	①2.1% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注1)）	有	不可	3	元金均等月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表権を有する者 ②原則不要	
緊急経営基盤改善資金		1 高岡市の融資制度の既往債務残高の借換を行うもので、次のいずれかの要件を備えていること。(借換対象資金は、P7参照) (1) 最近3か月の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少していること。 (2) 最近3か月の売上総利益率又は営業利益率が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少していること。 2 経営改善計画を策定していること。 3 融資申込みの時点で、据置期間中でなく、融資後6か月を経過していること。 4 納期が到来している市税を完納していること。		借換 運転 (運転資金のみの利用は不可)	2,000万円 うち、新規運転資金は借換と同額まで(注4)（上限1,000万円）	7年以内 (6か月以内)	①2.1% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注1)）	有	P7注意事項参照	1	原則として元金均等月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表権を有する者 ②原則不要	
災害対応資金		1 次の要件をすべて備えていること。 (1) 市内に住所又は主たる事業所を有していること。 (2) 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） (3) 納期が到来している市税を完納していること。 2 次のいずれかの要件に該当していること。 ア 令和6年能登半島地震の影響により自己の事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしていると認められること。 イ 過去1年以内に、市内で発生した火災、震災、風水害その他の災害により、自己の事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしていること。 3 高岡市が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」の交付を受けていること。 ※設備資金の場合、事後に「事業完了届」を提出してください。		運転 設備	2,500万円	10年以内 (1年以内)	①1.6% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注1)）	有	不可	3	元金均等月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の場合、必要に応じて徴する)	
短期事業資金		市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいること。 ※風俗営業、媒介、金貸、質屋、興行等業種は除く。		運転	300万円	6か月以内	2.1% 以内	—	不可	2	割賦又は一括償還	①必要に応じて徴する ②原則不要	取扱金融機関 (金融機関に直接お申込みください)

(注2) NPO法人の場合は従業員20名以下（商業・サービス業は5名以下）
(注3) 融資要件の5(4)に該当する場合は、債権額の範囲内であることが必要。
(注4) 中小企業振興資金（H30.3月末取扱終了）の融資残高を借換える場合、新規運転資金の額にかかわらず、融資限度額は2,000万円

(注1) 事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき引上げた部分の保証料を除く。
(注5) 別に定める条件： 最近の決算において2期連続して経常赤字を計上しており、かつ市内の商工会議所、商工会又は中小企業支援センターにおいて経営指導を受けていること。